

日本国際経済学会 第84回全国大会 報告要旨

「EU サステナブル・ファイナンスを巡る対立とオムニバス・パッケージ」

石田 周（愛知大学）

2025年2月以降、欧州委員会はEUの持続可能性関連の諸規制を簡素化するオムニバス・パッケージを打ち出してきた。オムニバス・パッケージの主要な目的は、持続可能性に関する諸法令で定められる義務を簡素化することにより、法令の社会実装を促進するとともに、EUにおける産業競争力の復活・強化を目指すものである。欧州委員会は、規制の簡素化によって欧州グリーンディールで掲げた目標に向けた野心を後退させることはないと言明している。しかし、脱炭素化と産業競争力/経済成長の間には、少なくとも短期的にはトレードオフの関係が指摘されているのも事実である。オムニバス・パッケージが産業競争力を優先するあまり、欧州グリーンディールの目標実現に向けた取り組みを後退させる可能性はないのだろうか？

本稿は、このような問いについて、オムニバス・パッケージに含まれるサステナブル・ファイナンスに関する諸法令の改正を研究対象として、答えようとするものである。とりわけ、オムニバス・パッケージに含まれるオムニバス I には、企業持続可能性報告指令（CSRD）と企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）の国内法化・適用開始期限の先送り、および、義務や基準の緩和・簡素化、そしてEUタクソノミー関連の報告の簡素化が含まれている。これらの法令はいずれも、EU サステナブル・ファイナンスの制度改革の一環として制定されてきた中核的な法令である。

特に留意すべきは、すでにタクソノミー規則、CSRD や CSDDD、それらに関連する委任法の立法過程において、EU 立法機関間の対立、および、ステイクホルダー間の選好の相違や利害対立がみられ、成立した法令が妥協の産物となっていたことである。この点を踏まえれば、オムニバス I のもとでの関連法令の改正は、従来の法令を巡る対立と妥協の延長線上に位置づけなければならない。